

「企業行動憲章 実行の手引き」を全面改訂

——サステイナブルな資本主義の確立に向けた、社会性の視座に立脚した企業行動の実践



中山讓治

なかやま じょうじ
企業行動・SDGs委員長
第一三共常勤顧問



吉田憲一郎

よしだ けんいちろう
審議員会副議長／企業
行動・SDGs委員長
ソニーグループ会長兼社長



西澤敬二

にしざわ けいじ
審議員会副議長／企業
行動・SDGs委員長
損害保険ジャパン会長

経団連は、2022年12月、「サステイナブルな資本主義」の確立に向けて実践する観点から、企業行動をアップデートして加速化することが重要との認識のもと、「企業行動憲章」の今日的意義を示す「序文」と「企業行動憲章 実行の手引き」

(以下、実行の手引き)を全面改訂した。企業行動憲章は、経団連が会員に遵守を求める10カ条の行動原則であり、実行の手引きは、会員企業が自社の業種・業態、事業の特徴、経営理念等を踏まえて、企業行動憲章の精神を自主的に実践するための参考資料である。本稿では、実行の手引きを改訂するに至った背景やそのポイントを紹介する。

SDGsの経営への統合の進展

2017年の企業行動憲章改定では、「持続可能な社会の実現を牽引する企業の役割」として、Society 5.0の実現を通じたSDGsの達成、すなわち「Society 5.0 for SDGs」を明確化した。その間、地球環境やサステナビリティへの危機意識の高まりを受けて、金融資本市場においても、持続可能な社会を実現させるため、投融资の判断に環境や社会課題への取り組みの要素を組み込むサステナブル・ファイナンスの市場規模が世界で拡大している。これらが相まって、SDGsを経営に統合する企業は、着実に増えている。

求められる複合的な危機への対応

一方、世界では今、人類を脅かすパンデミックや、気候変動や生態系崩壊の危機、多発する大規模な自然災害、格差の拡大などが、人間の安心で安全な暮らしを脅かしている。さらには、2022年2月に勃発したロシアによるウクライナ侵略は、いまだに収束の兆

が見えず、世界の平和と安全保障に大きな脅威を与え、食料やエネルギーをはじめとした連鎖的な危機を誘引している。

企業も社会の一員であり、これらの複合的な危機の影響を受けるだけでなく、企業活動は危機の助長にも、ソリューションの提供にもつながり得る。そのため、企業としては、危機によるダウンサイドリスクに備えるとともに、危機をチャンスとして捉え、社会的課題の解決に向けてイノベーションを発揮して積極的に行動することが、自らの持続的成長につながる。そして、そのことが、個人や社会のウェルビーイングの向上にも資することになり、企業の活動基盤である社会の安定につながっていく。

SDGsの進捗状況

「企業行動憲章」が柱とする、Society 5.0の実現を通じたSDGsの達成の重要性は変わるものではなく、むしろ高まっている。SDGsは、社会のニーズや目指すべき社会に関する、世界の共通概念であり、多様な組織やステークホルダーが対話・連携するうえでのプラットフォームとしても機能している。しかしながら、国連が発表した「SDGs報告2022」は、これまで述べてきた危機の影響により、2030年までの17目標の達成は困難になると指摘している。また、国連では、危機を克服し、よりレジリエント(強靱)で平和かつ公平な社会を実現するた

「実行の手引き」における主な改訂のポイント(キーワード)

改訂の背景／章	改訂ポイント
改訂の背景	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業を取り巻く環境 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 求められる複合的な危機への対応 ✓ SDGsの進捗状況 ✓ 人間の安全保障(コラム) ✓ サステナブル・ファイナンスの拡大 ● サステナブルな資本主義の確立を目指す、経団連の「新成長戦略」
第1章 持続可能な経済成長と社会的課題の解決	<ul style="list-style-type: none"> ● デジタルトランスフォーメーション(DX) ● スタートアップ振興 ● AI倫理の遵守(コラム)
第2章 公正な事業慣行	<ul style="list-style-type: none"> ● 取引適正化によるサプライチェーン全体の共存共栄関係の構築 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「パートナーシップ構築宣言」等の趣旨を踏まえた、適正な取引
第3章 公正な情報開示、ステークホルダーとの建設的対話	<ul style="list-style-type: none"> ● 株主・投資家等との建設的な対話に資する適切な情報開示 <ul style="list-style-type: none"> ✓ コーポレートガバナンス・コード、スチュワードシップ・コードの再改訂 ● ステークホルダーとの対話・協働に向けた情報開示、双方向での継続的な対話
第4章 人権の尊重 (2021年12月改訂、今回、その後の動きを踏まえさらに改訂)	<ul style="list-style-type: none"> ● 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に沿った取り組み ● 人権デュー・ディリジェンスの実施 ● 人権侵害の未然防止と是正
第5章 消費者・顧客との信頼関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 持続可能な消費と生産(コラム) ● 消費者・顧客の多様性に配慮した商品・サービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 障害者差別解消法改正…「合理的配慮の提供」の義務化
第6章 働き方の改革、職場環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● エンゲージメント向上に資する環境整備、働き方改革 ● DE & I(ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン) ● 人への投資 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 従業員の主体性を尊重してスキルアップ等の支援
第7章 環境問題への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● カーボンニュートラル、グリーントランスフォーメーション(GX) ● 環境統合型経営の推進 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業活動への気候変動対策、資源循環(サーキュラー・エコノミー)、生物多様性保全などの幅広い環境活動の取り込み
第8章 社会参画と発展への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会的課題解決に資するビジネスと社会貢献活動の相乗効果 ● エンゲージメント向上の視点からの従業員の社会参加支援
第9章 危機管理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ● 経済安全保障の確保(枝番項目の移動・新設)
第10章 経営トップの役割と本憲章の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営トップのリーダーシップと責務 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 価値創造と企業倫理(枝番項目の整理) ✓ 取締役会による実効性の高い監督 ● サステナビリティ経営(サステナビリティを経営に組み込む) ● インパクト評価、SDGインパクト(コラム)

※DX、GX、スタートアップ振興、持続可能で強靱なサプライチェーンの構築、ステークホルダーエンゲージメントについては、関連する他章でも強調

めにも、SDGsを指針として解決策を見いだすことを呼び掛けている。加えて、サプライチェーンのグローバル化などを背景に、SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」社会の実現のため、企業に人権尊重への取り組み強化を求める国内外の動きが急速

に進展している。

社会性の視座に立脚した 企業行動の実践を

これらの企業を取り巻く環境を踏まえ、「序文」では、副題を「サステナブルな資

本主義の確立を目指して」とし、社会性の視座に立脚した企業行動の実践について記述している。具体的には、次の3点の行動を求めている。

(1)人権を尊重し、働き方の変革と人への投資を行いつつ、グリーントランスフォーメーション(GX)やデジタルトランスフ

ォーメーション(DX)を通じて社会的課題の解決を目指し、社会や個人のウェルビーイングの向上に貢献すること。

(2)多様なステークホルダーとの新たな価値の協創によって、持続的な成長を実現すること。

(3)自社のみならず、グループ企業、サプライチェーンにも行動変革を促すことで、持続可能性と強靱性を確保し、世界で起きている様々な危機に対応すること。

(※序文全文、各章における改訂のポイントは図表参照)

経団連では、「企業行動憲章シンポジウム」の開催など、憲章および改訂された手引きの普及活動やステークホルダーとの対話・連携に取り組んでいく。会員各社におかれては、今回の「実行の手引き」の改訂趣旨を踏まえて、社会性の視座に立脚した企業行動を実践していただきたい。

企業行動憲章

—持続可能な社会の実現のために—

一般社団法人 日本経済団体連合会

1991年9月14日 制定

2017年11月8日 第5回改定

企業は、公正かつ自由な競争の下、社会に有用な付加価値および雇用の創出と自律的で責任ある行動を通じて、持続可能な社会の実現を牽引する役割を担う。そのため企業は、国の内外において次の10原則に基づき、関係法令、国際ルールおよびその精神を遵守しつつ、高い倫理観をもって社会的責任を果たしていく。

(持続可能な経済成長と社会的課題の解決)

1. イノベーションを通じて社会に有用で安全な商品・サービスを開発、提供し、持続可能な経済成長と社会的課題の解決を図る。

(公正な事業慣行)

2. 公正かつ自由な競争ならびに適正な取引、責任ある調達を行う。また、政治、行政との健全な関係を保つ。

(公正な情報開示、ステークホルダーとの建設的対話)

3. 企業情報を積極的、効果的かつ公正に開示し、企業をとりまく幅広いステークホルダーと建設的な対話を行い、企業価値の向上を図る。

(人権の尊重)

4. すべての人々の人権を尊重する経営を行う。

(消費者・顧客との信頼関係)

5. 消費者・顧客に対して、商品・サービスに関する適切な情報提供、誠実なコミュニケーションを行い、満足と信頼を獲得する。

(働き方の改革、職場環境の充実)

6. 従業員の能力を高め、多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を整備する。

(環境問題への取り組み)

7. 環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件として、主体的に行動する。

(社会参画と発展への貢献)

8. 「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

(危機管理の徹底)

9. 市民生活や企業活動に脅威を与える反社会的勢力の行動やテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、組織的な危機管理を徹底する。

(経営トップの役割と本憲章の徹底)

10. 経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識して経営にあたり、実効あるガバナンスを構築して社内、グループ企業に周知徹底を図る。あわせてサプライチェーンにも本憲章の精神に基づく行動を促す。また、本憲章の精神に反し社会からの信頼を失うような事態が発生した時には、経営トップが率先して問題解決、原因究明、再発防止等に努め、その責任を果たす。

Keidanren
Policy & Action

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**

経団連はSDGsを支援しています

序 文

—サステイナブルな資本主義の確立を目指して—

2022年12月

持続可能な社会の実現に向けて、「Society 5.0 for SDGs」を柱に、2017年に企業行動憲章を大幅に改定してから、5年が経過した。その間、金融資本市場における意識の高まりと相まって、SDGsを経営に統合する企業は着実に増えている。

一方、世界は今、さまざまな危機に直面している。気候変動や生態系崩壊の危機といった地球環境問題が深刻化していることに加え、2020年から猛威を奮い始めた新型コロナウイルス感染症は、世界的な規模で経済や社会に構造的な影響をもたらした。いずれの危機も、とりわけ社会の最も弱い人々に打撃を与え、行き過ぎた株主資本主義のもとで進行していた格差を拡大させた。さらに、2022年2月に勃発したロシアによるウクライナ侵略は、世界の平和と安全保障に大きな脅威を与え、食料やエネルギーをはじめとした連鎖的な危機を誘引している。

こうした予見できない、複合的な危機を乗り越えるため、経済界は、「サステイナブルな資本主義」の確立を目指して、地球環境の保全、公正で公平な社会の実現、産業競争力の強化を通じた成長と分配の好循環、分厚い中間層の形成、有事対応への備えなどを推進していく必要がある。そのため、社会性の視座に立脚した企業行動を実践していくべきである。具体的には、企業は、人権を尊重し、働き方の変革と人への投資を行いつつ、グリーントランスフォーメーションやデジタルトランスフォーメーションを通じて社会的課題の解決を目指し、社会や個人のウェルビーイングの向上に貢献していく。同時に、多様なステークホルダーとの新たな価値の協創によって、持続的な成長を実現することが重要である。さらに、自社のみならず、グループ企業、サプライチェーンにも行動変革を促すことで、持続可能性と強靱性を確保し、世界で起きているさまざまな危機に対応する必要がある。

会員企業は、持続可能な社会の実現が企業の発展の基盤であることを認識し、「サステイナブルな資本主義」への転換を加速し、ESG(環境・社会・ガバナンス)を考慮した経営の推進によって、より一層、Society 5.0の実現を通じたSDGsの達成に向けて行動する。

ここに改めて、会員企業は、本憲章の精神を遵守し、自主的に実践していくことを宣言する。